甲佐町上水道使用者　各位

甲佐町水道管理センター

水道料金の基本料金の免除について（お知らせ）

平素より甲佐町水道事業にご理解ご協力いただきありがとうございます。

甲佐町では、物価高騰により影響を受ける町民や事業者の経済的負担を軽減するため、公共施設を除くすべての上水道使用者の方を対象に、下記のとおり水道料金の基本料金を期間限定で免除します。

なお、免除は国からの物価高騰対策に係る臨時交付金を活用するもので、水道事業の資金に余裕があるものではありません。

また、この免除に関して上水道使用者の方に行っていただく手続きはありません。

記

1　免除対象者

甲佐町と給水契約をしている（公共用を除く）全使用者

※公共用･･･役場、消防、公民館等の公共施設は対象外です。

2　免除期間

令和7年11月検針分（12月請求分）から令和8年2月検針分（3月請求分）までの4か月間

3　免除内容

次の料金表を適用します。

メーター口径	基本料金（税抜） 基本水量:8m^3	超過料金 （1m^3）
13mm	1，200円 →　0円	135円
20mm	1，400円 →　0円	
25mm	1，800円 →　0円	
30mm	2，400円 →　0円	
40mm	3，600円 →　0円	
50mm	6，000円 →　0円	
75mm	12，000円 →　0円	

【計算例】口径13mm　使用水量20m^{3}の場合

計算方法･･･（基本料金＋超過料金）×消費税率＝水道料金（小数点以下切捨）

	基本料金（0～8m^3）＋超過料金	×消費税率	＝水道料金
免除前	1,200円＋1,620円（135円×12m^3）	1.1	3,102円
免除後	0円＋1,620円（135円×12m^3）	1.1	1,782円

※使用水量が基本料金以内（0～8m^3）の場合、請求はありません。

4　その他

- 基本料金免除期間中の検針票「水道ご使用量等のお知らせ」は、免除後の金額が表示されます。
- 今回の免除措置について、甲佐町水道管理センターからお電話やご訪問をすることはありません。

お問い合わせ先
甲佐町水道管理センター
（甲佐町環境衛生課水道係）
電話：096-234-0755